

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

一～四	貨物	地域
（略）	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （二）～（九）（略） （十） 潤滑剤として使用することができ材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル若しくはアルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物を主成分とするもの （十一）～（十九）（略）	（略）
五	（略）	（略）
六	（略）	（略）
七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令	（略）

一～四	貨物	地域
（略）	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの （二）～（九）（略） （十） 潤滑剤として使用することができ材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル若しくはこれらの混合物又はふつ化シリコン油を主成分とするもの （十一）～（十九）（略）	（略）
五	（略）	（略）
六	（略）	（略）
七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令	（略）

一六	一五	四 八 一	
(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 電波若しくは赤外線吸収材又は導電性高分子(四の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) (十) (略)	(略)	で定める仕様のもの (一) (二十一) (略) (二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板(十八)に掲げるものを除く。又はインゴット、ブールその他のプリフォーム (二十三) (略)
(略)	(略)	(略)	

一六	一五	四 八 一	
(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) (略) (二) 電波の吸収材又は導電性高分子(四の項の中欄に掲げるものを除く。) (三) (十) (略)	(略)	で定める仕様のもの (一) (二十一) (略) (二十二) 炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの基板(十八)に掲げるものを除く。又はインゴット、ブールその他のプリフォーム (二十三) (略)
(略)	(略)	(略)	